⑺　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑳」の欄は、第６号様式、第６号様式（その２）又は第６号様式（その３）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

［⑻　略］

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第一一三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙一一三十九　挿入］

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第一一三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙四十一　挿入］

第７号の２様式別表７記載要領

１　この明細書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいい、通算法人であった法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第53条第42項又は第43項（これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。）及び第321条の８第42項又は第43項（これらの規定を同条第47項及び第48項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第６号様式、第６号様式（その２）若しくは第６号様式（その３）の申告書、第７号の２様式の明細書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

２　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の記載に当たっては、次によること。

㈠　通算法人の対象事業年度（法第53条第42項に規定する対象事業年度をいう。㈡及び⑵㈠において同じ。）について同条第44項の規定の適用を受ける場合（㈡に規定する既に修正申告等があった場合を除く。）には、「（⑤－①）又は」を抹消すること。

㈡　既に通算法人の対象事業年度について法第53条第45項の規定を適用して同条第34項に規定する申告書の提出又は法第55条第１項若しくは第３項の規定による更正がされていた場合において、当該対象事業年度につき法第53条第44項の規定の適用を受けるとき（以下２において「既に修正申告等があった場合」という。）は、当該申告書又は当該更正のうち、最も新しいもの（⑵㈡において「直近修正申告書等」という。）に基づき「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

㈢　㈠に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。

⑵　「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の記載に当たっては、次によること。

㈠　通算法人の対象事業年度について法第53条第44項の規定の適用を受ける場合（既に修正申告等があった場合を除く。）には、「（①－⑤）又は」を抹消すること。

㈡　既に修正申告等があった場合には、直近修正申告書等に基づき「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄の金額として計算される金額を記載すること。

㈢　㈠に規定する場合及び既に修正申告等があった場合以外の場合には、「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。

⑺　「各都道府県ごとに算定した法人税割額⑳」の欄は、第６号様式又は第６号様式（その２）の「法人税割額⑦」の欄の金額から「道府県民税の特定寄附金税額控除額⑧」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑨」の欄の金額を加算し、「外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額⑩」の欄の金額を控除した金額を記載すること。

［⑻　同左］

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第一一三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙一一三十八　挿入］

第七号の二様式別表七（用紙日本産業規格Ａ４）（第一一三条・第十条の一一関係）

［様式　別紙四十　挿入］

第７号の２様式別表７記載要領

１　この明細書は、通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいい、通算法人であった法人を含む。以下この記載要領において同じ。）が法第53条第41項又は第42項（これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。）及び第321条の８第41項又は第42項（これらの規定を同条第45項及び第46項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載し、東京都内に事務所又は事業所を有する法人が東京都に提出する第６号様式若しくは第６号様式（その２）の申告書、第７号の２様式の明細書又は第10号の３様式の更正請求書に添付する場合は（その２）により、それ以外の場合は（その１）によること。なお、（その２）は（その１）に代えて使用して差し支えないものであること。

２　（その１）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「税額控除不足額相当額（⑤－①）又は当初申告税額控除不足額相当額⑥」の欄は、通算法人が法第53条第43項の規定の適用を受ける場合には「（⑤－①）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除不足額相当額」を抹消すること。

［新設］

⑵　「税額控除超過額相当額（①－⑤）又は当初申告税額控除超過額相当額⑦」の欄は、通算法人が法第53条第43項の規定の適用を受ける場合には「（①－⑤）又は」を抹消し、その他の場合には「又は当初申告税額控除超過額相当額」を抹消すること。

［新設］